

⑤ 倉岳小学校いじめ防止基本方針

【令和5年4月1日改訂】

天草市立倉岳小学校

<いじめ防止のための基本的な方向>

子どもたちをいじめに向かわせないために、いじめの未然防止に重きを置いて取り組むことを基本とする。そのためには、子どもたちにとって学校が楽しいことが大前提であり、学校が一丸となって居場所のある学校づくりに取り組む。

本校の教育目標は、「ふるさとに誇りをもち、かかわり、人の役に立つ子供～家庭・地域とともに子供の夢の実現を目指す～」であり、児童の将来を見据え、その基礎となる力を培うと共に、教職員自らも人格・識見・力量を高め続け、保護者や地域との心情的つながりを強化し、家庭及び地域の願いと学校の思いの共有化を図りながら共に成長することを目指して教育活動を展開していく。

また、自己肯定感や充実感を味わわせられるような取組をとおして、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心が通う人間関係を構築する能力の素地を養うことや、全ての児童に「いじめを決して許さない」心を育てる。

これらの基本的姿勢を継続させる中で、いじめ防止等の対策のための組織をつくり、早期発見・早期対処の在り方、教育相談や生徒指導の体制づくり、研修の在り方等を全教職員で共通理解・実践を行っていくことが不可欠である。また、実践を継続させる中で基本方針が本校の実情に即して機能しているか、検証と改善も定期的に行っていく。

<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<いじめ防止のための取組内容>

1 組織体制

いじめの防止に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止等対策委員会を設置する。

(1) 組織構成員（必要に応じてメンバーを選定する一日常会，全体会，臨時会等）

校長，教頭，教務主任，生徒指導担当，情報集約担当，養護教諭、担任等の校内関係者。必要に応じて、PTA会長をはじめ、民生委員・児童委員，学校医，倉岳駐在所，天草市福祉課・子育て支援課，小中合同学校運営協議会委員等の関係者。

(2) 具体的役割

- ① 年間計画の作成
- ② いじめの相談・通報の窓口
- ③ いじめの疑いに関する事象の情報収集と記録及び判断
- ④ いじめ事象の対処策検討
- ⑤ 基本方針の策定や見直し，取組のチェック，対処の検証，計画の見直し等

(3) 開催日

毎週木曜日に行う「みつめタイム」の中で、特に全校での早急な対策が必要と認められる事案が発生した場合は、対策委員会を開き、対応策を協議する。また、必要に応じて、臨時に対策委員会を開く場合もあり得る。

(4) 留意点

- ① 組織的に対応できるような体制を整えること。
- ② 児童の訴え等は、全て当該組織に報告・相談をし、集まった情報は児童個別に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- ③ いじめ等の事象に応じて、構成員を追加するなど柔軟な組織とすること。
- ④ いじめ防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を行う。

2 いじめの防止に関して

(1) 自己有用感を高める取組

全教育活動を通じて、児童一人一人に目標や役割を持たせ、関わり、過程を褒めることで自己有用感を高めさせる。

(2) 人権旬間、心のきずなを深める月間、命を大切にす月間での取組

人権学習や学級指導等を通して、児童の人権意識を高めるとともに、互いを認め合える人間関係、居場所のある学級・学校づくりを行う。

(3) 基本的な生活習慣・学習習慣の徹底

挨拶・返事・礼儀・掃除・給食等の学校生活における基本的な生活習慣を徹底させるとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくりを行う。

(4) 教職員の指導姿勢

くまもとの教職員像を踏まえ、特に「教育的愛情と豊かな人権感覚」と「児童生徒理解と豊かな心の育成」に努める。そのため、定期的な研修を行い、教職員の指導の資質を向上させる。

(5) 日常の授業において

温かみのある雰囲気作りに気を配り、教え合いや助け合い学習を展開し、コミュニケーション能力や互いを認め合う人間関係づくりの一助となるように努める。また、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さない。

(6) 言語環境の整備

教職員一人一人の言動が、児童の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童に言葉の大切さに気づかせる指導の充実に努める。

3 早期発見に関して

(1) 信頼関係づくり

児童に対して分け隔てなく寄り添う姿勢を常に示し、児童からの信頼を得られるよう全教職員が子どもと積極的に関わる。

(2) アンテナを高く保つ

いじめを積極的に認知しようとする心構えを持ち、児童をよく見守り、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。

(3) いじめを訴えやすい体制づくり

いじめを訴える窓口を児童に対して明確に示し、訴えやすい体制づくりに尽力する。窓口は複数設けると共に、定期的な教育相談等により、積極的な実態把握に努める。

(4) アンケート調査

定期的なアンケート調査の実施により、いじめの実態把握に取り組む。

4 いじめに対する措置に関して

(1) いじめの発見・通報を受けた場合

① 個人で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

② 被害児童に対しては守り通すことに全神経を集中し、本人及び周囲の児童等に対して正確な情報収集に複数で取り組み、必要に応じていじめ防止等対策委員会を臨時で開催する。

③ 加害児童に対しては当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際、全教職員の共通理解をした上で保護者の協力、必要に応じて関係機関・専門機関と連携して取り組む。

(2) 重大事態への対処

① 重大事態とは、・児童が自殺を企画・身体に重大な傷害を負う・金品等の重大な

被害を被る・精神性の疾患を発症等を意味する。

- ② 天草市教育委員会を通じて、熊本県教育委員会へ報告する。
- ③ 状況に応じて学校あるいは天草市教育委員会が主体となり調査を行う。その際、必要に応じたメンバーを集めて、組織的、専門的に公平性、中立性を確保しながら調査を行う。(個人情報、プライバシーには十分留意する)
- ④ 事実関係を迅速かつ正確に双方(いじめられた側及びいじめた側)に伝える。
- ⑤ 双方への指導及び助言は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家や警察関係者等の外部専門家の協力を得て行う。いじめに関与した者に対しても当事者の立場に限らず傍観者としてもあるべき姿に触れて指導及び助言を行う。

5 いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。その後の状況を継続して注視していくとともに、全ての児童が発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるように集団づくりを進めていく。

このことから、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断していく。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
 - ・その期間は少なくとも3ヶ月する。
 - ・いじめの被害の重大性等からさらに長期間の注視期間が必要と判断したときは、より長期の注視期間を設定する。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・心身の苦痛を感じていないかどうかは面談等により確認する。

6 いじめ防止に関する研修について

- (1) 校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立するために、情報共有、組織対応、学校の基本姿勢等についての共通理解を図る場を設ける。
- (2) 生徒指導上の諸問題に関する校内研修を計画的に行う。
- (3) 校務の効率化を図り、教職員が児童と十分に向き合える時間の確保に努める。

7 学校評価について

日常の生徒指導や問題発生時の対応等に関して、半期ごとに学校評価(教職員・保護者・児童)を行い、検証と新たな取り組みに関するPDCAサイクルを確立させる。

8 地域や家庭との連携について

地域や保護者に対しても日常的に生徒指導に関する情報発信を積極的に行い、協力体制を構築する。特に小中合同学校運営協議会ではいじめ・不登校の状況を報告する。

9 いじめ防止に関する年間計画

| | 未然防止 | 早期発見・早期対応 | 組織・研修等 |
|----|--|---|--|
| 年間 | <ul style="list-style-type: none"> ・道徳の時間の工夫 ・人権教育の充実 ・「命を大切する心を育むプログラム」 ・体験活動の充実 ・言語環境の整備 ・情報モラルの指導 | <ul style="list-style-type: none"> ・「愛の1・2・3運動」+1 ・みつめタイム（毎週木曜） ・個別の教育相談 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ相談窓口の設置 ・いじめ対策委員会の開催 ・人権教育研修 |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童の生活目標の設定 | <ul style="list-style-type: none"> ・登校班指導（地区児童会） | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針の共通理解 |
| 5 | | | |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権旬間 ・人権集会 | <ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート ・教育相談 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権旬間取組の共通理解 ・人権教育研修 |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> ・地区児童会 ・夏休み前の事前指導 | | <ul style="list-style-type: none"> ・命を大切にする心を育む授業公開 ・地区懇談会 ・家庭教育講演会 |
| 8 | | <ul style="list-style-type: none"> ・夏休み後の教育相談 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育研修 |
| 9 | | <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート | |
| 10 | | | |
| 11 | | <ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート ・教育相談 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権旬間取組の共通理解 |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権旬間・人権集会 ・冬休み前の事前指導 | | <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果の分析 |
| 1 | | <ul style="list-style-type: none"> ・冬休み後の教育相談 ・学校評価アンケート | <ul style="list-style-type: none"> ・人権旬間取組の共通理解 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権旬間 ・人権集会 | <ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート（学校版） | <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育レポート研修 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・春休み前の事前指導 | | <ul style="list-style-type: none"> ・年間評価 ・次年度計画の見直し |